

1. 世界中で猛威を振るい続けている新型コロナウイルス。欧米では未だに収束の目処がたたない。一方、日本においては、第一波は収束しつつあるが第二波へ向けての備えに暇がない。このような人類史上歴史に残る惨事の真ただ中に生きている我々であるが、ワクチンが開発されるまで新型コロナウイルスと誤魔化し共存せざるをえない。共存と言うならば、申請取次業務も自ずと変遷している。そこで今回は新型コロナウイルス禍における申請取次業務がどの様に変遷しているのか、役所の対応と依頼人の依頼内容に分けて述べたいと思う。

2. 先ず、形式面における役所の対応であるが、どの役所もそうであるように、出入国在留管理局も感染拡大を防止するために様々な取り組みを行っている。東京出入国在留管理局の本局（以下本局）においては、いわゆる三密を避けるため予め整理券を配り入場制限を行っている。その結果、本局の周りには入場待ちの多くの方々が待機している。炎天下の中、長時間屋外で待機するのは精神的にも肉体的にも多くの負担を人々に強いている状況ではあるが、感染拡大防止の観点からすればやむを得ないのではないだろうか。そのような状況下ではあるが、我々申請取次者は、申請取次書を提示し、要件を言えば待機なしに入場できる。この措置は、一見すると申請取次者の特権に見えるが、円滑な入管業務の推進という観点には資すると思われる。個人的な意見にはなるが、ポストコロナにおいても申請取次窓口と一般窓口を分けて頂くことを希望している。

3. 次に、実質的な役所の対応である。今まで、在留資格認定書の有効期間は3カ月であったが、6カ月に延長されている。6カ月を過ぎた場合は、認定書の効力は失われるが、再申請の手続きは簡易化されており、認定書（コピー可）と理由書を提出すれば速やかに認定書は再交付される。また、短期滞在で日本に在留している外

国人においても、本国への飛行機が無い等やむを得ない事情がある場合、役所は在留資格の更新を認めている。

4. 依頼人の依頼内容ではあるが、私の事務所においては以前とは異なる依頼が増えている。その最たるものが再入国絡みの依頼である。今現在日本国政府は、例外を除き外国人の入国を拒否している。その結果、みなし再入国（再入国の書類手続きをせず1年間は再入国できる制度）で日本国を出た外国人は、日本へ再入国することができない。この事は何を意味するのか。日本に入国できなければ、いたずらに在留期限が過ぎてしまい、再入国が不可能になってしまうのである。現に私の依頼人も、2月に本国へ帰国したが、再入国できず、在留期限を過ぎてしまい再入国不可になってしまった。再び本邦へ上陸するには、在留資格認定手続を行わなければならない。

さらに、コロナ禍で職を失い、在留資格の更新に懸念を抱いている外国人の依頼も増えている。このような場合は、在留資格更新に詳細な理由書が必要となるが、契約関係にない外国人が就労の在留資格を認められることは資格該当性を満たさず、不許可になることが予想される。

5. 最後に、新型コロナウイルスの収束までは、申請取次業務も五里霧中の感があるのは否めない。しかし、このような状況下において、入管と外国人との間を取次、公正で円滑な入管行政の遂行に最も資する適任者は、我々申請取次者であると私は理解している。様々な困難を乗り越え、公正かつ円滑な入管行政に大いに貢献されたと認められた暁には、私は、行政書士の申請取次業務は揺るぎのない地位を確保すると信じている。

令和2年6月24日